

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第 13 期第 15 回島根海区漁業調整委員会が、平成 23 年 6 月 9 日（木）に松江市の松江テルサで開催され、以下の議題について協議等が行われました。

1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県の管理計画を定めています。

今般、国より 22 年度漁期のマサバ及びゴマサバに係わる島根県への配分量の変更が示されました。併せて、23 年度漁期のマサバ及ゴマザバ、ズワイガニに係わる国の漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されています。これらの決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得た後、国の承認を得て、県の計画として公表されることとなります。

県の管理計画の変更内容

- ① マサバ及びゴマサバの平成 22 年度漁期（平成 22 年 7 月～平成 23 年 6 月）の配分量変更
13,000 トン → 14,000 トン
〔中型まき網への再配分量 12,000 トン → 13,000 トン〕
- ② マサバ及びゴマサバ、ズワイガニの平成 23 年度漁期（平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月）の配分量

	H23 年 1 月～12 月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについては H23 年 7 月～H23 年 6 月まで）
マイワシ	若干 〔中型まき網への再配分量：若干〕
マサバ及びゴマサバ	15,000 トン 〔同上：14,000 トン〕
マアジ	37,000 トン 〔同上：34,000 トン〕
スルメイカ	若干
ズワイガニ	若干

※マイワシ、マアジ、スルメイカは H23.1 に配分済み

2. 島根県資源管理指針の変更について（報告）

資源管理・漁業所得補償対策（資源管理・収入安定対策）の県の基本的方針

を示した島根県資源管理指針に変更を生じたので報告がされました。

内容は鹿島、魚瀬、島根町地区の一本釣りに係わる資源管理について、当初、休漁に取り組む方針でしたが、マダイ、ヒラメの漁獲物体長制限を実施していくという変更です。

3. 日韓漁業共同委員会の結果概要について（報告）

平成23年2月に開催された日韓漁業共同委員会の結果概要の報告がされました。

交渉における主な合意内容

- 日本 EEZ(排他的経済水域)内における韓国はえ縄船については、対前年比で15隻
- 日本 EEZ 内における韓国漁船を管理等するため韓国漁業取締船を浜田沖と隠岐北方水域へ各1隻配置(10月～翌年3月)
- 日本海暫定水域における資源管理等を行うため、当該水域の資源調査・評価に関するロードマップ(工程表)を作成する協議会(科学者で構成)を設置

4. 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について（報告）

平成23年5月17日に東京で開催された通常総会に事務局長が出席、その概要を報告しました。

6月17日に、農林水産省、外務省、衆参農林水産委員会委員長等への要望活動が実施されています。要望事項は以下のとおりです。

要望事項

- ① 海区漁業調整委員会制度（維持）について
- ② 沿岸漁業の秩序維持（密漁禁止及び販売禁止）について
- ③ 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整等（指定漁業大型化に係わる操業秩序確立等）について
- ④ 外国漁船問題（EEZの画定、暫定水域の漁業秩序確立）について
- ⑤ 漁業者の安全操業の確保（ミニボートの安全運行確立等）について
- ⑥ 漁業調整事務所の業務の見直しについて

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950